

岐阜商業高等学校ほか1施設電気需給仕様書

1 概要

- (1) 件名 岐阜商業高等学校ほか1施設で使用する電気
- (2) 供給場所 岐阜市鏡島南2丁目7番1号
- (3) 供給建物 別紙1のとおり
- (4) 業種及び用途 学校

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 電気方式 交流3相3線式 予備線なし
 - イ 標準電圧 6,000V
 - ウ 標準周波数 60Hz
- (2) 予定契約電力、予定使用電力量等
 - ア 別紙2のとおり
- (3) 供給期間
令和4年3月の検針日から令和5年3月の検針日の前日まで
- (4) 電力量計及び検針方法
 - ア スマートメーター（財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。）
 - イ 検針日または検針日程 別紙1のとおり
- (5) 需給地点
各施設の構内引込第1柱上開閉器
- (6) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (7) 融雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし
- (8) 太陽光発電設備の有無 無

3 その他特記事項

- (1) 電気料金の計算方法
 - ア 1月（前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間）毎に算定する。
 - イ 基本料金＝基本料金契約単価×契約電力×（185%－力率）
 - ウ 電力量料金＝電力量料金契約単価×使用電力量＋燃料費調整単価×使用電力量
 - エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量
 - オ 毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
 - カ 燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価及び適用期間は、原則、岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者に準ずることとする。
 - キ 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ク 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ケ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - コ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。
- (2) 電気料金の請求及び支払い
 - ア 電気料金の支払いは毎月とし、受注者は（1）に基づき算定された電気料金を発注者に請求するものとする。

イ 毎月の請求書等は書面により岐阜市教育委員会岐阜商業高等学校へ送付すること。

(WEB での対応は不可)

ウ 料金の請求は、当該契約についてひとつにまとめる。請求の際には、請求書のほかに、施設毎の内訳（最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、料金等）を添付すること。

エ 支払いは納付書による入金のほか、指定の口座への振込とする。ただし、岐阜市が導入する「公共料金等口座振替システム」による自動引き落としに対応できる場合は別途、発注者と受注者による協議のうえ定める。

(3) 現在の供給業者

緑屋電気株式会社

(4) 今回の契約を実行するため、設備改造等の費用が発生する場合は、受注者負担とする。

(5) アフターサービス及びメンテナンスの体制を整備し、必要な場合は迅速に対応すること。

(6) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定めるものとする。

仕様書 別紙1 需給場所一覧

No.	学校名等	住所	検針日 または 検針日 程	請求書送付先
1	岐阜商業高等学校	岐阜市鏡島南2丁目7番1号	08	〒501-0115 岐阜市鏡島南2丁目7番1号
2	市岐商セミナーハウス	岐阜市鏡島南2丁目7番1号	08	岐阜市立岐阜商業高等学校

仕様書 別紙2 予定契約電力・予定使用電力量

No.	学校名	契約電力 (kW)	使用電力量(kWh)												
			R4										R5		合計
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
1	岐阜商業高等学校	225	14,100	12,900	15,100	16,000	25,400	33,100	19,600	27,200	17,400	16,000	19,300	23,400	239,500
2	市岐商セミナーハウス	27	1,300	900	900	900	900	1,300	2,200	2,700	1,300	1,300	2,300	1,400	17,400
	合計	252	15,400	13,800	16,000	16,900	26,300	34,400	21,800	29,900	18,700	17,300	21,600	24,800	256,900

※ 実際の契約電力は、各学校のその月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
 予定平均力率は100%とする。

※ 夏季は7月1日から9月30日までの期間、その他季は夏季以外の期間とする。

※ 使用電力量はいずれも予定数量であり、実際の取引においては検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。